

<報道発表資料>

教育総務部 文化財保護課

担当 課長 高山

直通 048-997-6666

E-mail:bunkazai@city.yashio.lg.jp



登録有形文化財の新規登録について

国の文化審議会は、八潮市に所在する3件の有形文化財(建造物)を登録有形文化財に登録するよう文部科学大臣に答申しました。

1 具体的な内容

国の文化審議会(会長:佐藤 信)は、令和3年11月19日(金)開催の同審議会文化財分科会における審議・議決を経て、八潮市に所在する「恩田家住宅主屋」「恩田家住宅蔵」「八條八幡神社本殿」を含む91件の文化財を新たに登録有形文化財に登録するよう、文部科学大臣に答申しました。

登録有形文化財(建造物)とは文化財保護法に基づき、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものが登録されます。建築後50年を経過している建造物で、次のいずれかの基準に当てはまるものが対象になります。

- 1 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 2 造形の規範となっているもの
- 3 再現することが容易でないもの

なお、市内所在の文化財が登録有形文化財に登録されるのは初めてのことです。

2 今回答申される有形文化財(建造物)概要

(1)～(2) 恩田家住宅主屋(おんだけじゅうたくおもや)・恩田家住宅蔵(おんだけじゅうたくくら)

○員数: 2棟

○所在地: 埼玉県八潮市大字二丁目字上190

○概要: 恩田家住宅は明治・大正期に八潮の伝統産業である染色業を家業とし

た家です。主屋は木造平屋建て、寄棟造り^{よせむねづく}棧瓦^{さんがわらぶ}葺きで、大正6年(1917)

に建築されました。西側の庭園に近い3室(トコノマ・ナカノマ・ゲンカンノヘヤ)に繋がる部分を独立した玄関でなく出入口風に作っており、当時の

農家建築として地域を代表する建物です。

蔵は木造真壁造り、棧瓦葺きで明治30年に建築されました。内部は中間部分に梁を架けて床面を作り2層になっていて、物置小屋としての収納を確保しています。庇には染色業に使われた船をつるしてあり、これは水害予備船としても用いられていました。

(3) 八條八幡神社本殿(はちじょうはちまんじんじゃほんでん)

○員数：1棟

○所在地：埼玉県八潮市大字八條字堤外4069

○概要：明治24年(1891)建築の一間社流造の神社本殿。特徴は、両側面及び妻飾の彫刻で、明治22年(1889)に公布された大日本帝国憲法の発布式や御前会議の様子を題材としています。時事を題材とした社殿の彫刻は希少です。

3 添付資料

資料1 登録文化財概要

恩田家住宅主屋・恩田家住宅蔵

所在地

埼玉県八潮市大字二丁目字上190

*所有者の方がお住まいです。取材・見学等にご遠慮ください。

概要

恩田家住宅は、明治・大正期に八潮の伝統産業である染色業を家業とした家で、明治30年に蔵、大正6年に主屋が建築されました。

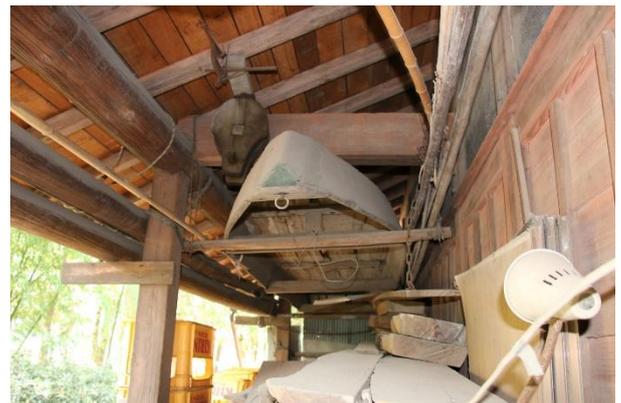
主屋は木造平屋建て、寄棟造り棧瓦葺きで、建築当初は西側の庭園に近い3室（トコノマ・ナカノマ・ゲンカンノヘヤ）につながる部分を独立した式台玄関ではなく出入口風に作り、南面に下屋がありました。こうした客座敷前面に入側玄関を設ける例は松戸や流山周辺に広く見られる間取り形式で、その影響を受けたものと考えられます。昭和41年に大きく改修して独立した入母屋造玄関となりますが、縁側として当時の下屋の様子を今に伝えます。

蔵は木造真壁造り、棧瓦葺きで西側に大きく下屋庇を付け、農作業を行う上で必要なスペースを作ります。庇には染色時に河川の水で染料を洗い流す際に使用した船をつるしており、河川決壊時の水害予備船としての役割も果たしてきました。内部は柱高さの中間部分に梁を架けて床面を作り、2層になっています。下層は北半分を土間、南半分を板床とし、板床はさらに間仕切りで2室に分けて、北室の内壁を鉄板張にして米などを貯蔵してきました。

主屋・蔵の他、北側に「ふるさとの森」（八潮市所有）として屋敷林が遺され、都市化が進む八潮市域で、近世の形式を受け継いだ農家の姿を今に伝える環境が維持されています。



主屋



蔵の底につるす船

八條八幡神社本殿

所在地

埼玉県八潮市大字八條字堤外 4069

概要

八條八幡神社は宝徳年間（1449～1452）に山城国から八幡大神、武蔵国岩槻から久伊豆大神、同大宮から氷川大神の三神を併せ祀ったのが始まりと伝えられています。他の八幡神社と呼び分けるために「八條八幡神社」と呼称します。

登録文化財となる本殿は明治24年（1891）に再建されたもので、おびただしい彫刻が目につきます。柱や桁の木口の丸彫彫刻は勿論、向拝柱には昇降対になった竜の彫刻が見られ、柱や桁等が交差する隙間には、厚肉彫りの人間や鳥獣を施し、桁や梁の表面にも水波纹様やそこに遊ぶ魚類があふれるように配されています。中でも注目されるのは両側面及び妻飾の彫刻で、明治22年2月11日に公布された「大日本帝国憲法」の発布式や御前会議の様子を題材としています。西側妻飾には、明治天皇と思われる人物から「憲法」と刻まれた奉書を受け取る様子が彫刻されています。

埼玉県内の社寺建築は江戸時代から彫刻類で満たされるようになり、この本殿もその特質をよく受け継いでいます。一方で彫刻の題材は、明治時代以降の社会情勢を投影した大日本帝国憲法発布式及び御前会議を画題としており、時事を題材とする彫刻は希少です。



彫刻で満たされる本殿



憲法を受け取る様子



御前会議の様子



大日本帝国憲法発布式の様子